平成２３年（フ）第２５４号
埼玉県上尾市大字壱丁目346番地12　司ビル101
債務者　森川あけみ
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２８４号
埼玉県川口市芝樋ノ爪２丁目８番18号　本多マンション206号、前住所埼玉県川口市大字芝2797番地の３　メゾン寿203号
債務者　川又　博司
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３０６号
埼玉県鴻巣市下谷1334番地　市営住宅９号室
債務者　黒沼　和子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９２号
埼玉県行田市清水町４番地５
債務者　村田　樹彦
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第９３号
埼玉県深谷市原郷1956番地３　メゾンアドリアーノ203号
債務者　柴﨑志津子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４号
千葉県香取市山倉1740番地
債務者　長嶋　美奈
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第３６６３号
名古屋市中川区上脇町２丁目122番地、住民票上の住所名古屋市中川区江松５丁目1406番地
債務者　松波　成年
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３８号
名古屋市南区本城町１丁目59番地　ことぶき荘15号
債務者　稲葉　久子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４９９号
名古屋市北区山田１丁目１番40号　寿ゞやマンション大曽根405号
債務者　畑佐真由美
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８２号
名古屋市港区港陽３丁目６番５号　メゾン・ド・アヴァル903号
債務者　水谷　和子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４８０号
福岡市南区老司４丁目24番18―101号
債務者　酒見　之勝
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４８１号
福岡市南区老司４丁目24番18―101号
債務者　小柳　賀子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１５号
福岡市南区弥永１丁目33番18号
債務者　新飼　綱虎
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８７号
福岡市西区上山門２丁目25番14号
債務者　山田　竜一
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１０号
兵庫県加古川市八幡町宗佐544、住民票上の住所福岡県筑紫野市大字阿志岐2467番地47
債務者　園田　明空
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４０号
福岡市城南区堤１丁目10番15―403号
債務者　小口　　豊
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４９号
福岡市博多区諸岡２丁目４番20―206号
債務者　中浦　大輔
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで福岡地方裁判所第４民事部